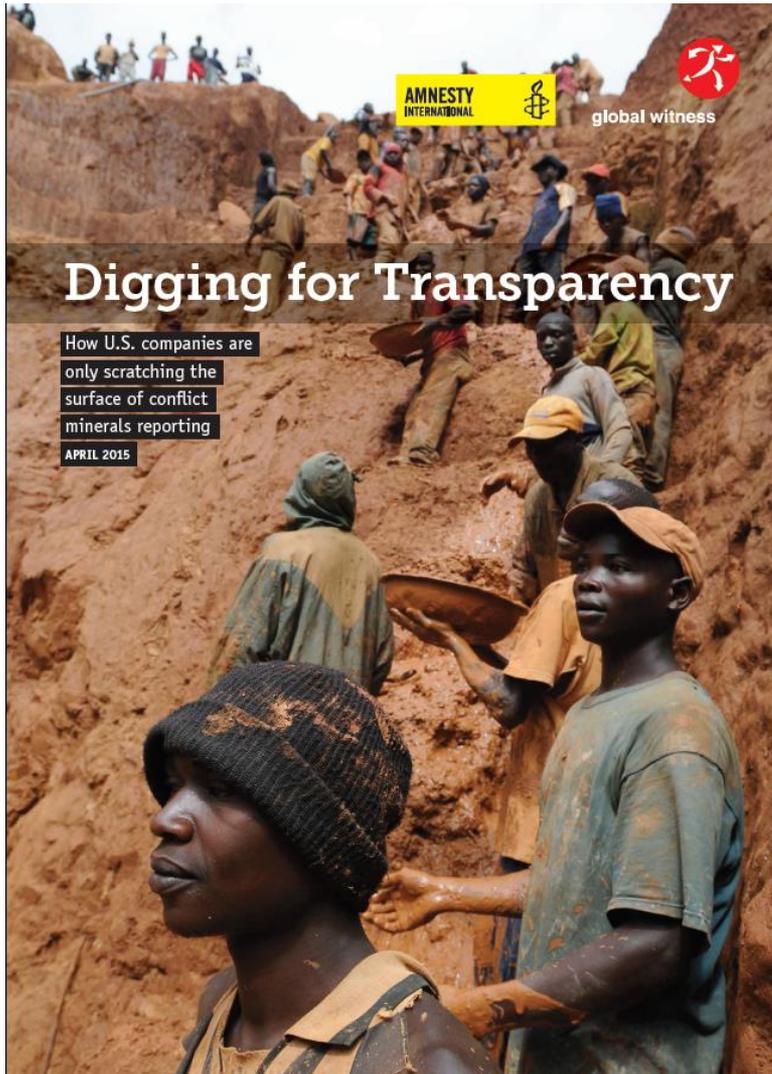


「Digging for Transparency」 から見える 米国企業の紛争鉱物対応

エシカルケータイキャンペーン実行委員会
アムネスティ・インターナショナル日本
渉外担当／土井陽子



「Digging for Transparency」について



- グローバル・ウィットネスとアムネスティ・インターナショナルが共同で2015年4月に発行。
- 本レポートは以下の3章構成。
 - ① ドッド・フランク法1502条が企業に求める要件について
 - ② 企業の紛争鉱物報告書の内容の分析結果について
 - ③ 次年度以降の紛争鉱物報告書の改善点について
- 本資料作成のために、エシカルケータイキャンペーン実行委員会でレポートを部分翻訳。

本レポートの調査方法

- 「紛争鉱物報告書」を報告期限の2014年6月2日までに米国証券取引委員会（SEC）に提出した米国企業1,017社から100社を選定。
 - 関連する10業界の時価総額上位各5社
 - ランダムサンプリングで50社
- DF法1502条が求める最低限対応すべき12項目を基準として報告内容を評価。
 - 基準1～7は、SECの「紛争鉱物開示規制に関する最終規則」に基づいている。
 - 基準8～12は、「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下、OECDガイダンス）に基づいている。
- 評価対象とするのは「紛争鉱物報告書」のみ。その他の発行物は対象としない。

本レポートの12の評価基準①

SEC紛争鉱物開示規制最終規則に基づく7項目

1. 自社の製品がドッド・フランク法(以下、DF法)の報告義務の対象であるかを確認すること。
2. 適切に設計された、誠実な原産国調査を実施し、報告すること。
3. 紛争鉱物報告書を提出すること。
4. 紛争鉱物報告書を自社のWebサイトで公開し、そのアドレスを報告すること。
5. 直接のサプライヤーだけでなく製錬・精製所も含む4鉱物のサプライチェーンについて、産地と加工・流通過程に関するデューデリジェンスを実施し、その内容を説明すること。
6. 「DRCコンフリクト・フリー」と断定できない製品について、4鉱物の加工に関わる製錬・精製所をわかる範囲で説明すること。
7. 「DRCコンフリクト・フリー」と断定できない製品について、4鉱物の原産国をわかる範囲で説明すること。

本レポートの12の評価基準②

OECDデューディリジェンスガイダンスに基づく5項目

8. 紛争鉱物に関する方針を策定し、遂行していることを明らかにすること。
9. 社内の管理体制をつくり、その内容を説明すること。
10. リスクの特定および評価のプロセスを開発し、サプライチェーン上のリスク特定の取り組みを説明すること。
11. 特定されたリスクへの対応策を講じて、その内容を説明すること。
12. サプライチェーンに含まれる製錬・精製所に直接、あるいは一般的に認知されている業界の仕組みを通して働きかけ、その内容を説明すること。

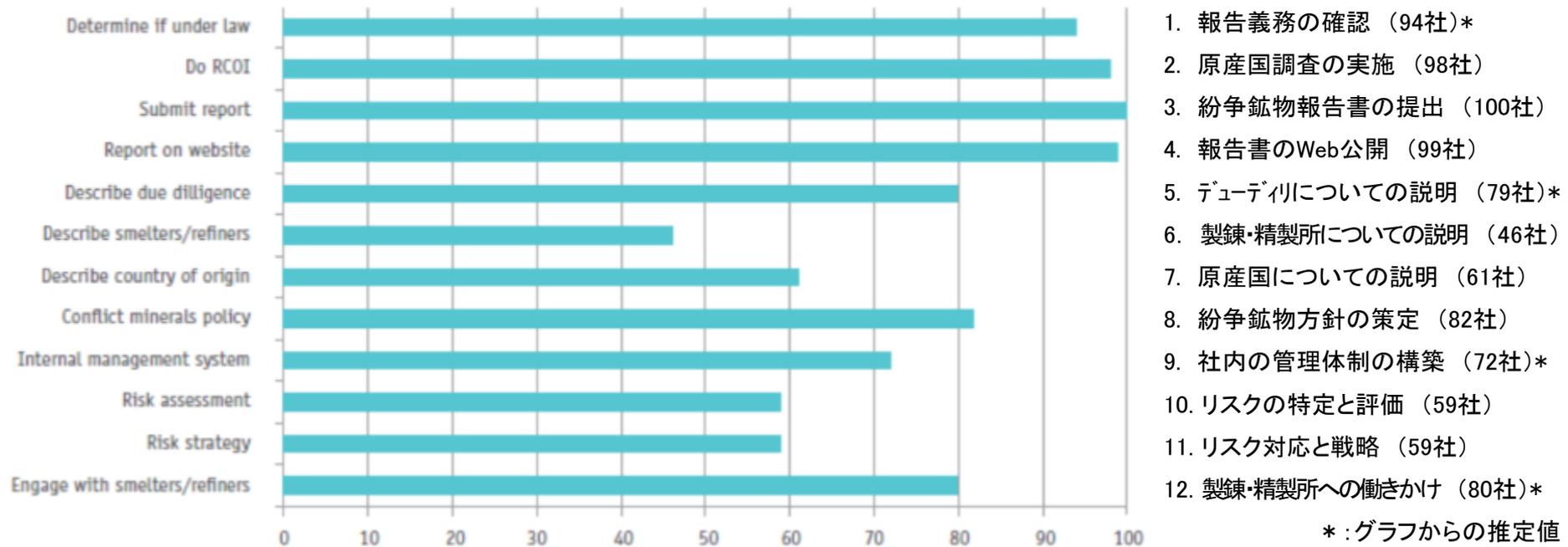
主な調査結果

- 79%の企業は12の評価基準を満たしていなかった。すべての評価基準を達成したのは21%。
- 製錬・精製所へ連絡した、または試みた企業は15%のみ。ほとんどは直接取り引きのあるサプライヤーまでがデューディリジェンスの対象。
- 41%の企業はサプライチェーンにおけるリスク特定のための方針を明らかにしていない。リスクを経営幹部に報告する体制のある企業は半数以下。
- サプライチェーンにおけるリスク特定のプロセスで明らかになった具体的なリスク事例を示した企業はなかった。
自社のサプライチェーンに北朝鮮からの金が混入している可能性があるとしてSECに報告している企業もあり、多くの企業では自社が調達している鉱物が武装勢力に利益をもたらしている可能性を完全に排除することはできていないにも関わらず、それをリスク事例として明らかにしていない。

Section 2: How did companies do in their first reports?

企業は最初の報告でどこまでできていたか

Figure 3: Percentage of companies analyzed that met each of the twelve minimum criteria of Section 1502 and the OECD guidance (see Methodology section for more on the criteria)



- 原産国および製錬・精製所の特定が課題。
- サプライチェーンにおけるリスクの特定と対応策の構築が不十分。

Part A: How U.S.-listed companies engaged with their suppliers to find out where their minerals came from

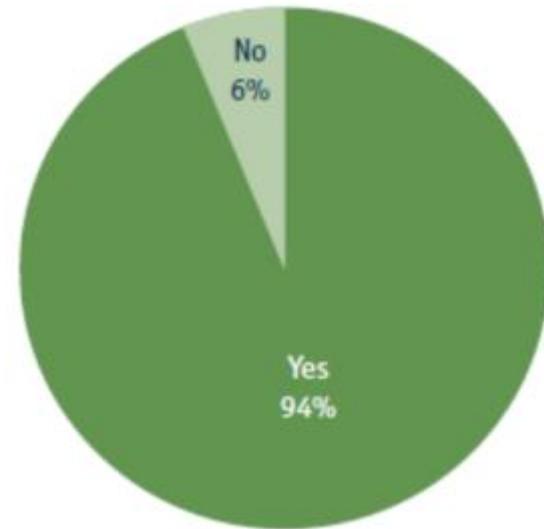
企業はどのようにサプライヤーに働きかけたか

Figure 4: Reasonable country of origin inquiry (RCOI) statistics



99社がサプライチェーンの上流の情報を得るための手段としてサプライヤー調査を実施し、98社が原産国調査を完了。94社がコンゴおよびその周辺国原産の鉱物を使用している可能性がある」と回答。

Figure 5: Did the company use the Conflict Minerals Reporting Template?



94社がサプライヤー調査にEICC/GeSIの紛争鉱物報告テンプレートを使用。

- 標準化された調査票での回答はサプライヤーにとっては効率的で、回答率も上がる。
- 下流の企業にはサプライヤーがリスクの特定・対応ができているかの確認が期待されている。

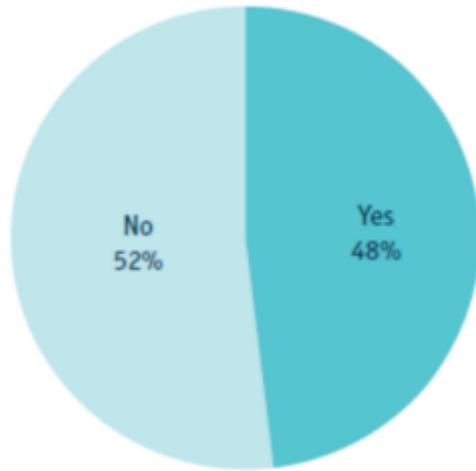
責任ある調達についてサプライヤーにさらなる働きかけをする企業も

- 62社がサプライヤー調査からさらに踏み込んだ働きかけをしていた。
 - ― 大多数がDF法1502条やOECDガイダンスの教育教材を提供。
 - ― 研修や教育の場を設けている企業も。

- CIRCOR International (バルブメーカー、エンジニアリング)
世界各国のサプライヤーに調査についての教育教材を多言語で提供。
- Kulicke and Soffa Industries (半導体装置メーカー)
一次サプライヤーを対象としたDF法1502条の研修や教育を実施。
- Target(小売)
対象4鉱物を含む製品を生産している可能性があるメーカーの抜き打ち監査の実施や関連書類の提出をメーカーに求めている。

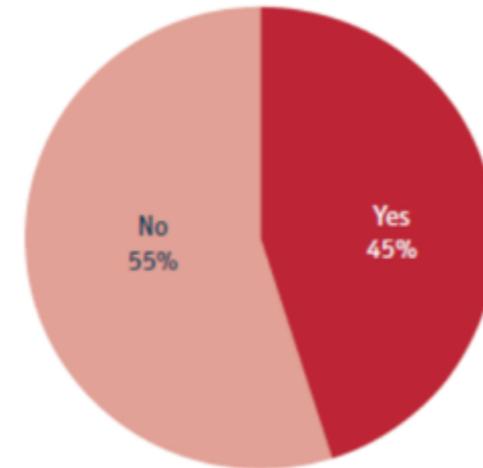
半数以上の企業が回答のない 一次サプライヤーへの対応方針がない

Figure 6: Does the company have an explicit policy to follow up with suppliers that do not reply to an inquiry?



回答のないサプライヤーへの方針を持っている企業は48社。

Figure 7: Does the company have an explicit policy to follow up with suppliers that provided incomplete, inconsistent or otherwise not credible data?



不完全、一貫性が見られない、あるいは信用に足りない回答をするサプライヤーに対する方針を持っている企業は45社。

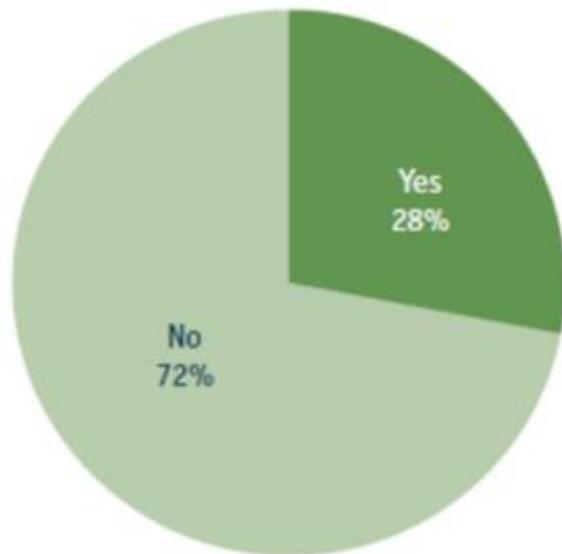
- 調査したサプライヤー数を公表していたのは47社。サプライヤー調査の平均回答率は69%。
- 下流企業は、サプライヤーの回答率を上げ、自社のサプライチェーンの透明性を高めるべき。
- DF法1502条での法的義務はないが、調査対象数、回答数等の公開が望ましい。

■ Home Depot (小売)

紛争鉱物に関する方針の詳細情報、サプライヤー調査の背景説明、調査に必要な情報の集め方等を指南しながら、複数回にわたってフォロー。

サプライヤーとの契約にデューデリの要件を含めていた企業は少ない

Figure 8: Did the company add a conflict minerals-related clause to existing, new, or renewed contracts with suppliers?



原稿の契約、新規契約、あるいは契約更新時に紛争鉱物に関わる項目を追加した企業は28社。

- 紛争鉱物に関する契約項目を追加した企業では、加工・流通過程に関する情報提供や自社の紛争鉱物方針遵守の義務化等をサプライヤーに誓約させていた。
- 企業は、契約項目に紛争鉱物対応を含めることで、サプライヤーが対象国からの調達を避けることにならないよう、リスクベースのデューディリジェンスと対象国からの責任ある調達を進めることをサプライヤーに促すべき。

■ Data I/O (電子部品メーカー)

紛争鉱物方針の中で、サプライヤーが適切なリスクマネジメントを実施していなければ、契約を打ち切る場合があるとしている。これはコンゴおよびその周辺国の鉱物調達を阻むものではなく、むしろ対象国からの責任ある調達を確実にするための施策として取り組んでいる。

Part B: How well U.S.-listed companies carried out due diligence 企業はデューデリをどこまで実施したのか

Figure 9: Number of Companies that reference each of the OECD guidance steps in their reports

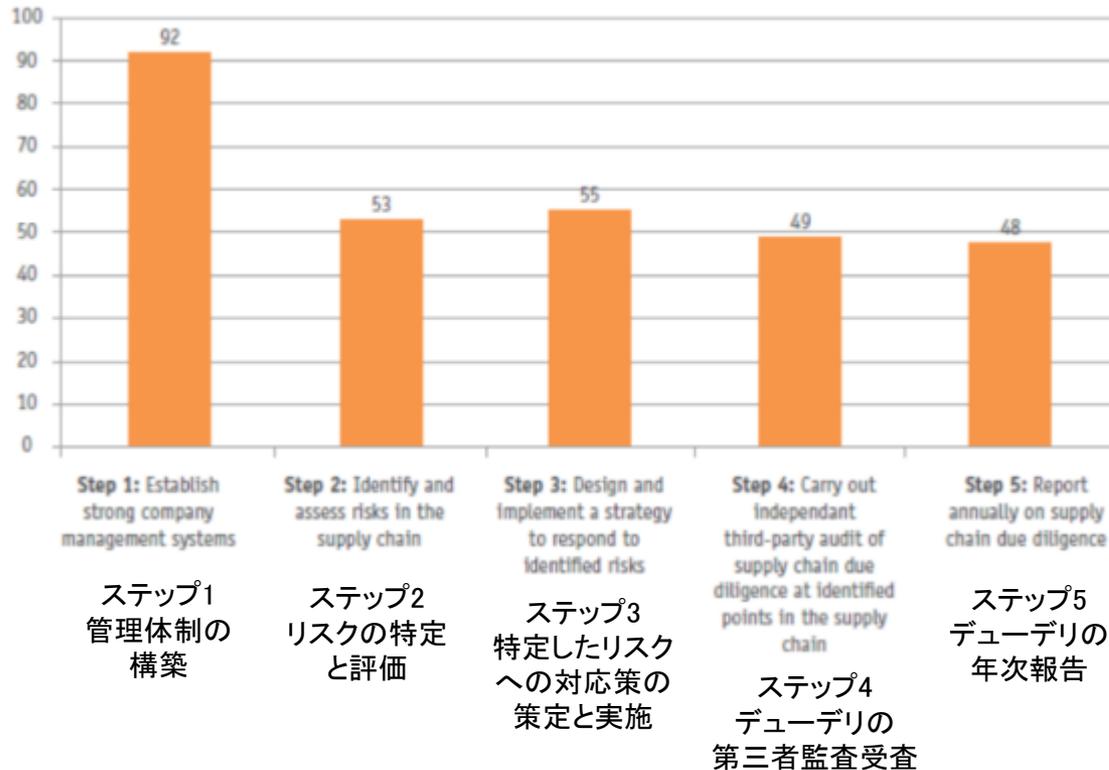
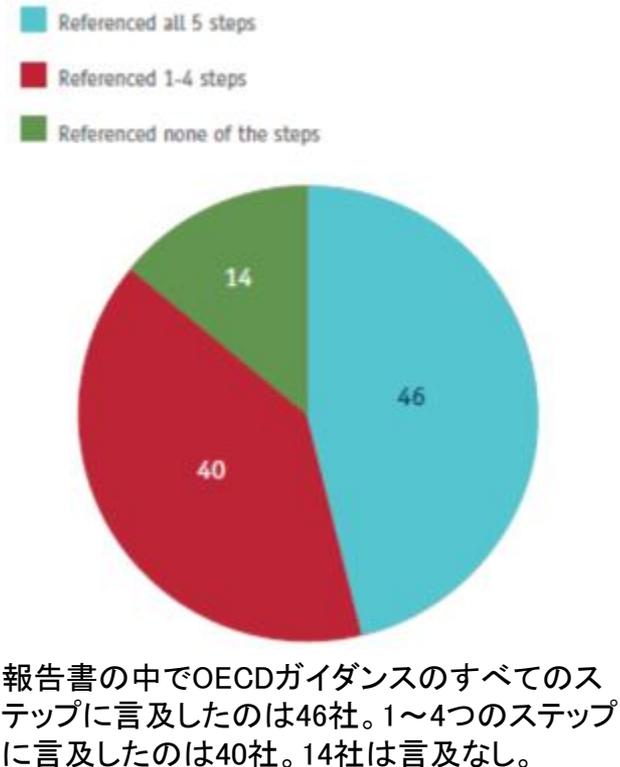


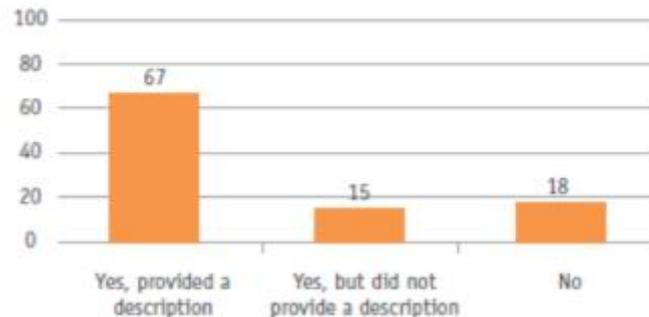
Figure 10: Number of Companies that reference the OECD guidance steps in their reports



- 96社がOECDガイダンスに沿ってデューデリジェンスを実施したと報告書に記載。
- OECDガイダンスの5つのステップすべてについて具体的な実施内容を報告したのは46社。
- 企業がOECDガイダンスそれぞれのステップにどのように対応しているかがわかる報告書のフォーマットを考え、投資家や消費者に対してわかりやすい報告をすべき。

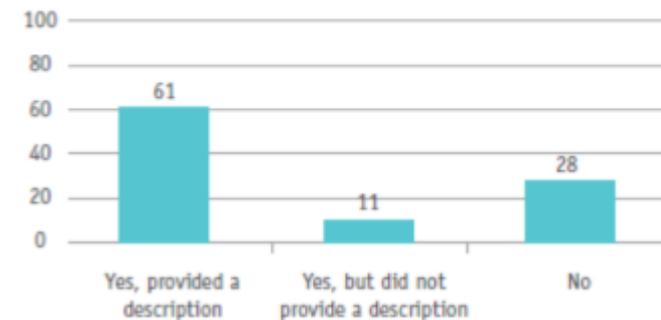
ステップ1: 社内の管理体制の構築

Figure 11: Did the company say that it had developed a Conflict Minerals Policy?



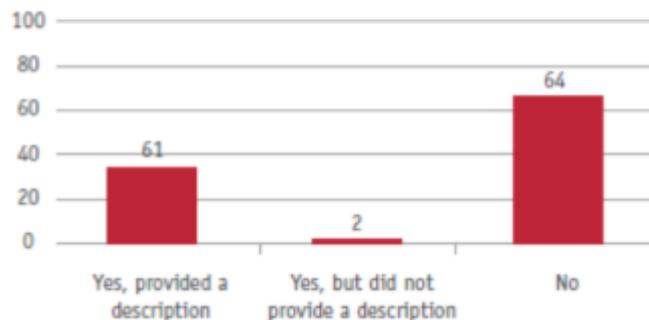
紛争鉱物に関する方針を策定したのは82社。
ただし、そのうち15社は具体的に説明せず。

Figure 12: Did the company say that it had developed an internal management system?



社内の管理体制を構築したのは72社。
ただし、そのうち11社は具体的に説明せず。

Figure 13: Did the company say that it had developed a grievance mechanism?

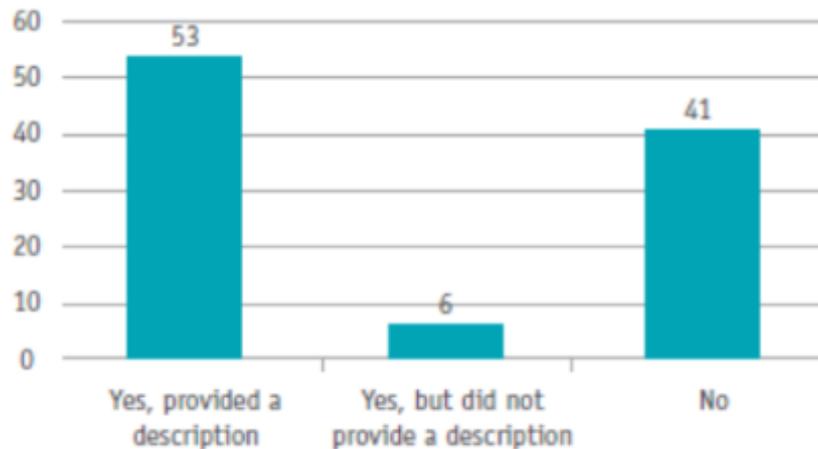


苦情処理メカニズムを設置したのは63社。
ただし、そのうち2社は具体的に説明せず

- 82社が実際に方針を策定しており、報告書で具体的な方針の内容を示したのは21社。60社がWebサイトのリンク先を記載。方針は、最低限、OECDガイドンス付属書IIのサプライチェーン指針モデルの内容に沿っていること。
- 61社が社内の管理体制がすでに動いていると回答。すでに苦情処理メカニズムを運用していると回答した企業は36社のみ。

ステップ2: リスクの特定と評価①

Figure 14: Did the company demonstrate that it had developed a risk identification and assessment policy?

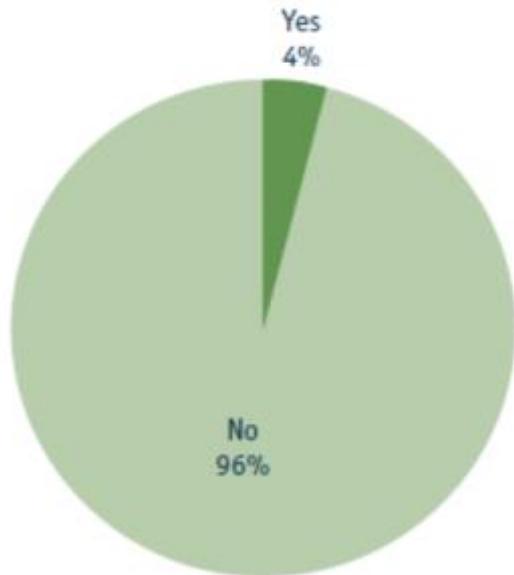


リスクの特定・評価の方針を策定したのは59社。
ただし、そのうち6社は具体的に説明せず。

- 半数以上の企業がリスクの特定・評価の方針を持っているにもかかわらず、そのプロセスで実際に特定されたリスクについて報告書に記載している企業はなかった。
- 報告書を提出した1,321社のうち、HPやIBMを含む68社が、北朝鮮で精製された金をサプライヤーが使用している可能性があるとして報告。のちに、HPとIBMは、北朝鮮の金が自社製品に使用されている証拠はないという調査結果を発表。

ステップ2: リスクの特定と評価②

Figure 15: Did the company contact their metal processors to assess the quality of their due diligence?



製錬・精製所のデュー・ディリジェンスの質を評価するために製錬・精製所へ連絡を取った企業は4社。

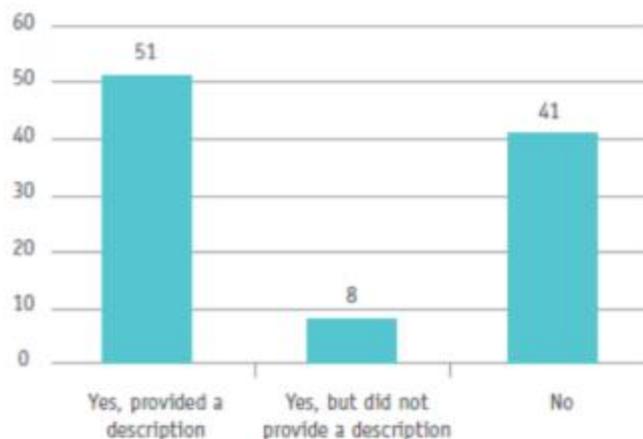
- 本レポートの調査対象の100社すべてがサプライヤーへの働きかけをしている。業界の枠組みを活用して製錬・精製所の特定に取り組んでいる企業も多いが、直接製錬・精製所に連絡した、または試みたのは15社のみ。

■ Kaloti Jewelry International (精製業・貴金属商)

Ernst & Youngの監査により、十分なデュー・ディリジェンスを実施しないまま、52億ドルを超える不審な現金取引をした可能性があることが判明。サプライヤーと結託し、書類を偽造し、虚偽の報告をしていた。

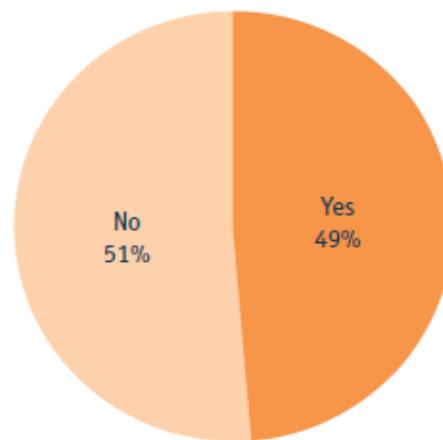
ステップ3: リスク軽減とマネジメント

Figure 16: Did the company develop a risk mitigation strategy?



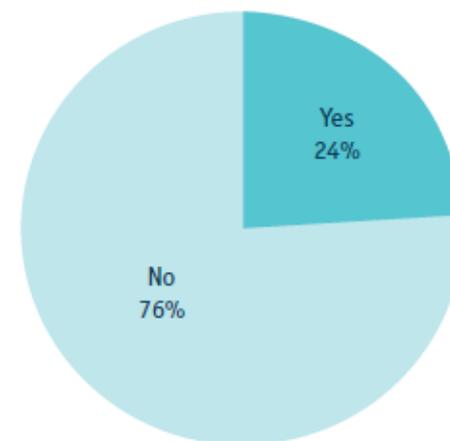
リスク軽減措置を策定したのは59社。
ただし、そのうち8社は具体的に説明せず。

Figure 17: Did the company report risks to senior management?



経営幹部にリスクを報告した企業は
49社。

Figure 18: Does the company mitigate risk by disengaging with or terminating the relationship with its suppliers?

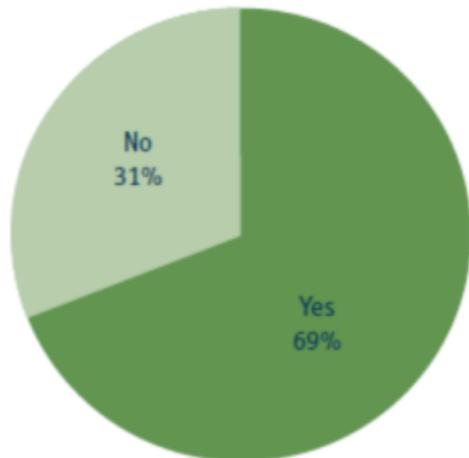


サプライヤーと契約を打ち切ること
でリスク軽減した企業は24社。

- リスク軽減措置があると回答した企業のうち、特定したリスクをどのように軽減するのかを包括的に説明している企業はほとんどなかった。
- リスク軽減措置があると回答した企業が最も多くあげているのが、問題のあるサプライヤーの契約解除。OECDガイダンスではリスク軽減が不可能な場合にのみ契約解除を認めており、企業は契約解除の前にサプライヤーのリスク軽減措置をモニターする等、他の方法を追及すべき。

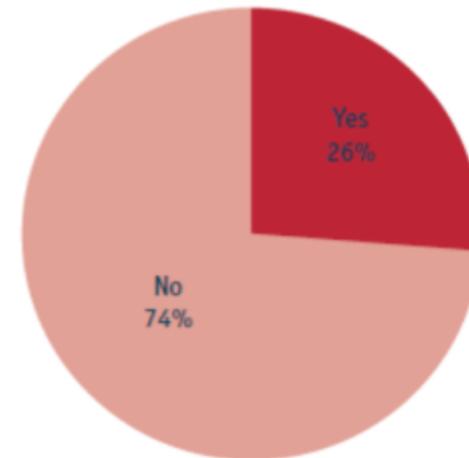
ステップ4：第三者監査による 製錬・精製所のデューデリ評価

Figure 19: Does the company rely on the Conflict-Free Smelter Program (CFSP) to verify its metal processors?



コンフリクト・フリー・スマルター・プログラム(CFSP)に製錬所のアセスメントを依存しているのは69社。

Figure 20: Does the company require suppliers to source exclusively from 'conflict-free' metal processors?



調達先をコンフリクト・フリー製錬所のみ限定するようサプライヤーに求めているのは26社。

● 企業は業界での取り組みに参加するだけでなく、個社としてデューディリジェンスに責任を持つべき。

■ General Electric (GE)

照明部門では、1次サプライヤーのタングステン製錬所のうち、コンフリクト・フリー・スマルター(CFS)認定されていない、または認定のための監査を受ける予定のない業者との取引を一時停止。

■ G-III Apparel Group (衣料品製造)・Cisco Systems (コンピュータネットワーク機器開発)

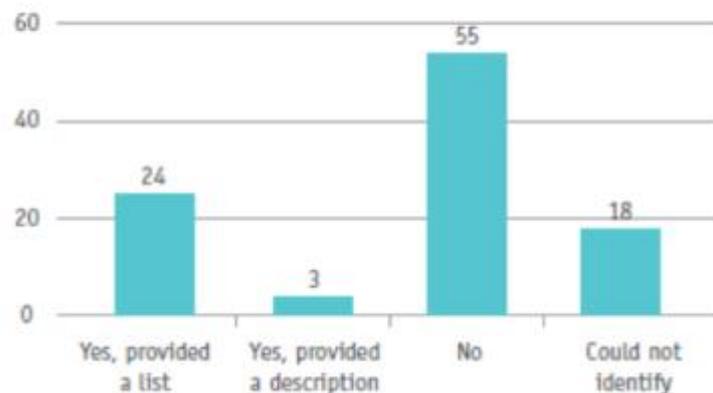
自社で特定できた製錬・精製所に独自にコンタクトを取り、業者のデューディリジェンスの質を評価。CFS認定のための監査を受けるよう要求することもある。

■ Apple・Intel・Kennametal (工業機械製造)

自社で特定した製錬・精製所の現地視察を実施している。

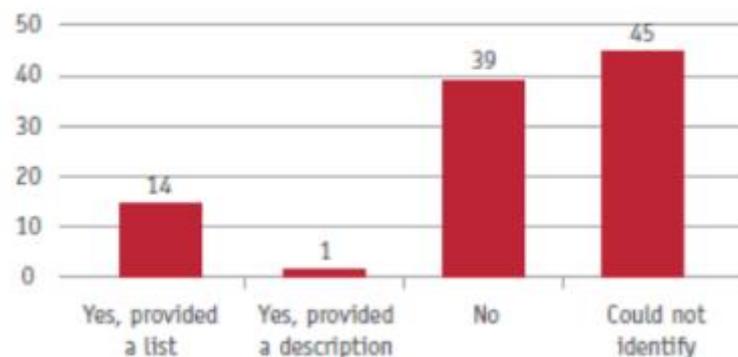
ステップ5：報告

Figure 21: Did the company list or describe the facilities used to process its minerals, if known?



製錬・精製所の一覧を公開したのは24社。さらに、製錬・精製所についての説明をしたのが3社。言及しなかったのが55社。特定できなかったのが18社。

Figure 22: Did the company list or describe the country of origin for its minerals, if known?



原産国の一覧を公開したのは14社。原産国についての説明をしたのが1社。言及しなかったのが39社。特定できなかったのが45社。

- 原産国を少なくとも1カ国は明らかにできた企業は、Apple・Intel・Philips・Helen of Troy（電化製品製造販売）等、16社のみ。
- サプライチェーンのモニタリングをする上での課題を解決していくためにも、企業は原産国の特定ができない場合にも、どのように取り組んで何が障害となったのかを説明すべき。

■ Boeing

調査対象100社のうち、Boeing社のみが製品に使用されている鉱物の出所の鉱山に関する具体的な情報を報告。同社の調査対象サプライヤーのうち部品調達先の1社が、タンタルをDRCから仕入れていた。このタンタルの製錬業者は、CFSPで認定されたコンフリクト・フリー製錬所であると説明。

企業はどのように報告内容を改善できるか

- 報告初年で本レポート調査対象企業の21社がDF法1502条が求める最低限の要件を満たしていた。
- さらに詳しい報告をしている企業もあり、他の企業も報告内容を改善できる余地があるはず。
- 報告書に未回答項目があるのは、投資や購入のための十分な情報を投資家や消費者に与えていないということ。
- 81社が報告内容の改善が必要であると認識。企業があげている改善点の主なものは以下のとおり。
 - 直接のサプライヤーからの回答率を上げる。
 - サプライヤーへの教育・研修の機会を増やす。
 - より多くの製錬・精製所の特定をする。
 - サプライヤーや製錬・精製所への働きかけを強める。
 - 業界団体との連携を強めて、ベストプラクティスを増やす。

なぜ報告内容の改善が必要なのか

- OECDガイダンスの5つのステップすべてを実施し、リスク事例とその対応策を具体的に示すべき。具体的なリスクが明らかになるということはデューディリジェンスが適切に実施されているという証し。
- DF法1502条の要件を満たすことは、自社のリスク軽減や効率的なサプライチェーン管理につながり、自社に対する顧客や投資家、従業員の期待に応えることになる。
- 一方で、要件を満たさない企業への制裁措置をどうしていくのかは未知数。2014年7月制定の米国大統領令13671号では、DRCの武装勢力の資金源となる違法な自然資源の取り引きをした全ての企業は、資産の凍結等の制裁が科される。
- 国際、地域、地方自治のそれぞれのレベルでDF法は変革を引き起こしてきたが、成果はまだ不十分。
- 紛争鉱物のデューディリジェンスを行うことで、国際規模の危機に対応できる可能性がある。

本レポートの提言①

企業に対する提言

- サプライチェーン・デューディリジェンスについて、具体的で中身のある報告書を提出すること。OECDガイダンスの5つのステップに従っていることを示すこと。
- サプライヤー調査の回答率向上のため、協力的でないサプライヤーの対応方針の策定、教育・研修の実施等を行うこと。必要に応じて、契約にこうした内容を追記すること。
- 製錬・精製所に直接働きかけ、鉱物の加工・流通過程を把握し、デュー・ディリジェンスの実施状況を明らかにすること。
- サプライチェーン上のリスク事例を具体的に示すこと。
- サプライチェーンのリスク評価を行い、リスク軽減・リスク管理の実施状況を報告書で説明し明らかにすること。
- 紛争鉱物の使用状況に関わらず、第三者監査を受けること。

本レポートの提言②

米国SECへの提言

- 紛争鉱物報告書の第三者監査を要件とし、2016年度以降は大企業には第三者監査を受査した報告書の提出を義務づけること。
- 不完全な、虚偽の、あるいは意図的に誤解を招く報告書を提出した企業への罰則を設けること。
- 紛争鉱物報告書を詳細に確認し、内容が著しく不十分な報告者には警告を出すこと。大統領令13671号の違反があれば、米国財務省外国資産管理局(OFAC)に照会すること。

米国商務省への提言

- 米国議会が義務付けているとおり、企業のデュー・ディリジェンスの精度を評価した報告書を発行すること。

本レポートの提言③

コンフリクト・フリー・ソーシング・イニシアティブ(CFSI)への提言

- 製錬・精製所がデュー・ディリジェンス監査報告書を公開することをCFS(コンフリクト・フリー製錬所)認定の要件とすること。
- 対象4鉱物の製錬・精製所の監査に、OECDガイダンスに沿ったサプライチェーン・デューディリジェンスの実施とその証明を含めること。
- デュー・ディリジェンスの対象に、他の高リスクあるいは紛争地域の鉱物を含めること。